

高校生等奨学給付金(国公立) 新入生に対する一部前倒し給付

制度の概要

富山県教育委員会では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、国公立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

早期の給付を希望される新入生の保護者の方に対し、前倒しで給付(4～6月分(年額の四分の一)を先に給付)を行います。

対象となる方 次の1～3の資格をすべて満たす世帯(前倒し給付は太枠内)

資格要件	前倒し給付	通常の給付
1 保護者等が富山県に居住している世帯	基準日 R3.4.1	基準日 R3.7.1
2 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直し支援金又は専攻科支援金の対象と都道府県が認める者がいる世帯	基準日 R3.4.1	基準日 R3.7.1
保護者等が基準日に生活保護を受給している世帯 又は「該当年度の保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が0円の世帯」	基準日 R3.4.1 (令和2年度所得割額)	基準日 R3.7.1 (令和3年度所得割額)

※富山県内の国公立の高等学校等に在籍し、保護者等が富山県外に住んでいる場合は、保護者がお住まいの都道府県教育委員会へお問い合わせください。

申請方法

・希望される方は、学校の事務室にご連絡ください(申請書類を配布します)。

提出期限

令和3年6月28日(月) ※期限厳守

提出先

学校事務室

前倒し給付額 (年額の四分の一の額) (【】は年額)

	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	8,075円【32,300円】		
非課税世帯(第1子)	27,525円 【110,100円】	12,125円 【48,500円】	12,125円 【48,500円】
非課税世帯(第2子以降)	35,425円 【141,700円】		

前倒し給付 高校生等奨学給付金 対象確認シート（国公立の場合）

はい → いいえ

保護者等の居住地は富山県ですか？

保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者が
ないときは、未成年後見人）となります

はい ↓

いいえ ↘

保護者の居住地の
都道府県にお問合せ下さい

令和3年度に、学校に入学していますか？

はい ↓

いいえ ↘

給付金非該当

4月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給していますか？

はい ↓

いいえ ↓

保護者等全員の令和2年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が
非課税（0円）ですか？

はい ↓

いいえ ↘

給付金非該当

扶養している高校生のうち、通信制又は専攻科の高校生等はいいますか？

はい ↓

いいえ ↓

通信制又は専攻科に通うの
は生徒本人ですか？

はい ↓

いいえ ↓

専攻科の生徒ですか？

はい ↓

いいえ ↓

高校生等以外で15歳（中学生除く）以上23
歳未満の、保護者等の扶養親族である兄弟姉
妹はいいますか？

はい ↓

いいえ ↓

世帯に複数の高校生等がいますか？

はい ↓

いいえ ↓

申請する高校生等
には、高校生等の兄・姉
がいますか？

はい ↓

いいえ ↓

8,075円

全日制 定時制 通信制
生活保護世帯

12,125円

専攻科

12,125円

通信制

35,425円

第2子以降

非課税世帯

27,525円

第1子

※健康保険証で扶養確認の上、「第2子以降」の支給額に該当しない場合があります。

※7月1日時点で、通常の奨学給付金の対象である場合について

①前倒し給付を申請し認定となった場合

- ・上記の金額（年額の四分の一（4～6月相当額））が、8月下旬頃（予定）給付されます。
- ・再度7月～3月分の申請を行う必要があります。（申請については後日お知らせします。）
- ・7月～3月分の支給額は、7月1日時点の給付額（年額）から上記金額（4月～6月相当額分）を差し引いた金額が11月頃（予定）支給されます。

②前倒し給付の申請を希望せず、7月以降に申請を行う場合

- ・7月1日時点の給付額（年額）が、11月頃（予定）給付されます。